

環境教育等促進法基本方針を踏まえた 体験の機会の場の認定促進について

環境省大臣官房総合政策課
環境教育推進室
03-5521-8231
sokan-kyoiku@env.go.jp

環境教育等促進法 (正式名称：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)

制度の概要

平成15年成立、平成23年改正
文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省の5省共管

○目的(法1条)

持続可能な社会の構築に向け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を規定。

○基本理念(法3条)

- 国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、対等な立場で相互に協力して実施。
- 経済社会との統合的発展、循環型社会形成の重要性を考慮。
- 体験活動を通じて、生命を尊び、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を醸成。
- 国土の保全、産業との調和、地域住民の生活の安定、文化・歴史の継承等に配慮。

○基本方針の策定(法7条)

平成24年6月「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定。

環境教育等の基盤強化

○環境教育等支援団体の指定(法10条の2)

各主体による環境教育等の取組を支援する非営利団体を環境教育等支援団体として国が指定。

○人材認定等事業の登録(法11条)

民間事業者が行う環境教育等指導者の育成認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録し、公示。

○地方自治体による推進枠組み(法8条)

環境教育等の取組推進の行動計画の作成と計画策定等に際しての地域協議会の設置。

○体験の機会の場の認定(法20条)

土地所有者等が提供する自然体験等の機会の場について、安全性等の要件を満たすことを都道府県知事が認定。

○協働取組推進のための枠組み(法21条の4,5)

行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、環境保全に係る協働取組の協定の締結。



○国民、民間団体等、行政機関の責務(法4条～6条)

- 国民、民間団体等：家庭、職場、地域等において環境教育等を自ら進んで実施。
- 国、地方公共団体：相互の役割分担の下、環境教育等に関する施策を実施。

○学校教育等における環境教育の充実(法9条)

- 発達段階に応じて、体系的な環境教育が行われるよう、情報の提供、教材の開発、教育職員の資質向上のための措置を実施。
- 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備・活用。

○その他

- 雇用する者に対する環境教育等の実施
- 職場における学生の就業体験等への配慮
- 顕著な功績のある者に対する表彰 等

附則 法施行後5年を目途とした検討 等

環境教育等促進法基本方針の変更

平成30年6月26日
閣議決定

「環境教育等促進法」の附則第2条において、政府は法施行後5年を目途として、その施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。平成30年1月から、法に基づく有識者会議（環境教育等専門家会議）を立ち上げ、4回にわたり施行状況について検討を行い、平成30年6月に同法の基本方針を変更。

環境教育等を取り巻く現状

- ・環境・経済・社会を統合的に向上させ、地域循環共生圏の創造を目指す必要性（持続可能な開発目標（SDGs）等）
- ・小・中学校の新学習指導要領における「持続可能な社会の創り手」の育成、「カリキュラム・マネジメント」、「主体的・対話的で深い学び」（持続可能な開発のための教育（ESD）の実践にも関連）
- ・SDGsにおいて、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進（ゴール16）」、「グローバルパートナーシップ（ゴール17）」が掲げられるなどパートナーシップ（協働取組）の必要性

変更の主なポイント

体験活動の捉え直し

- ・体験の内容 ⇒ 自然体験、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常生活と異なる文化や慣習等に触れる生活体験、ロールモデルとなるような人との交流体験など幅広いものとして促進
- ・学びのプロセス ⇒ 感性を働かせるという「インプット」、その中から見いだした意味や価値を他者に表現するという「アウトプット」
- ・体験の効果 ⇒ これまでになかった気づきや感動、自尊感情や創造性の向上等

「体験の機会の場」の活用

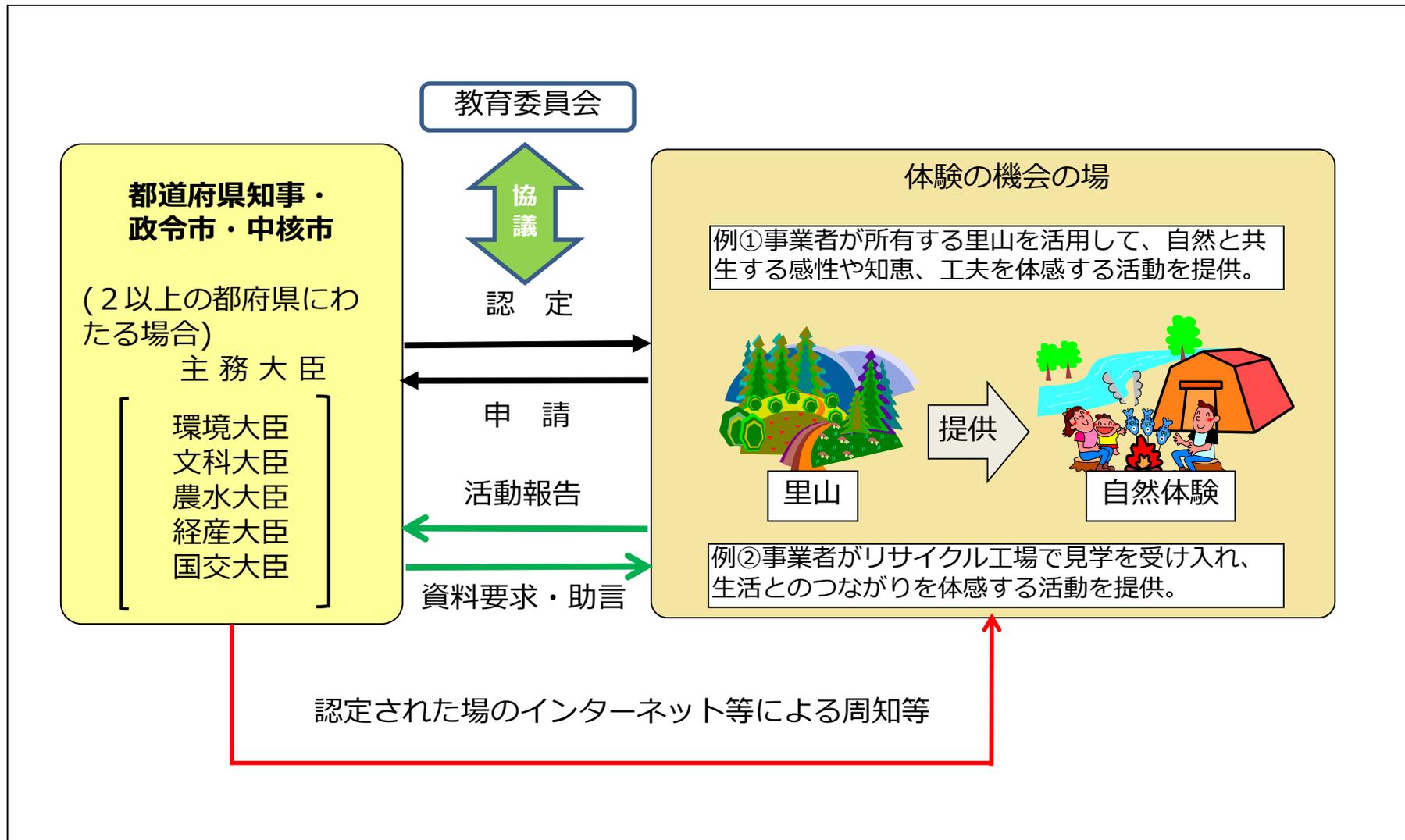
地域や民間企業が取り組む「体験の機会の場」を「地域や国を越えた交流の拠点」として位置付けて、人の交流促進、成長につながる学びの提供、地域や企業の魅力の再認識を通じて、持続可能な社会づくりにつなげていく。



※環境省HPにおいて、**体験の機会の場及び環境教育体験活動優良事例**を収集・公表。

体験活動優良事例：http://www.env.go.jp/policy/post_64.html

体験の機会の場の認定制度（法第20条）



「体験の機会の場」の認定状況

- 環境教育等促進法に基づく体験の機会の場認定制度は、土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で体験活動を提供する場合に、申請に基づき、都道府県知事の認定を受けることができる制度
- 森林や里山などの自然体験の場のほか、見学受け入れや体験を行うエネルギー関連施設、環境に配慮して運営されている工場や施設、私立学校等が市民講座を実施している場などが認定されており、幅広い分野にわたって認定を取得することが可能
- 年間約2万6千人が利用(令和元年度)

認定された「体験の機会の場」 **27件**(2021年12月時点)

【愛知県】

- KAYAMAファーム
- 市田プラント

【大阪市】

- あおぞら財団付属西淀川・公書と環境資料館(エコユース)

【広島県】

- 株式会社オガワエコノス本山工場

【岡山市】

- 藤クリーン株式会社リサイクルセンター

【山口県】

- ダチョウによる食品リサイクルループの仕組みと食品ロスについて
- 海岸漂着物で作るクラフトアート

【高知県】

- 株式会社相愛

【佐賀県】

- いまり「こまなきの里山」

【北海道】

- 雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス

【青森県】

- 弘前だんぶり池

【秋田県】

- 能代電力発電所および能代エナジウムパーク

【福島県】

- 里山林・自然塾
- 三菱製紙株式会社エコシステムアカデミー白河山荘及び白河甲子の森

【栃木県】

- ツインリンクもてぎ ハローウッズ

【群馬県】

- チノービオトープフォレスト

【前橋市】

- サンデンフォレスト
- モノ：ファクトリー

【千葉県】

- 森の墓苑

【埼玉県】

- 石坂産業株式会社くぬぎの森環境塾

【八王子市】

- 佐川急便「高尾100年の森」

【山梨県】

- 清泉寮及びキャンプ場を含むその周辺の森林



「体験の機会の場」
認定制度マーク

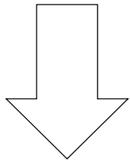
【川崎市】

- 昭和電工株式会社川崎事業所
- 株式会社ショウエイ
- 富士通株式会社川崎工場
- 明治大学黒川農場
- 東京ガスキッチンランド川崎

「体験の機会のある場」認定事例（サンデンフォレスト）

環境と産業の矛盾なき共存

- 森の管理による生物多様性保全
- 里地本来の景観や環境の保全
- 森林保全によるCO2吸収量 60.4t



環境教育の拠点化

“あそび”と“まなび”の森

- 地域の多様な主体とのパートナーシップ
- 地域の課題解決に向けて

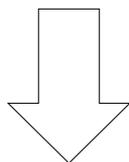
4 質の高い教育をみんなに



「体験の機会のある場」認定事例（株式会社オガワエコノス）

「自然にやさしい、人にやさしい」会社へ

- 3R、リサイクル事業等を展開
- RPF(石炭代替燃料)の生産を通して再生可能エネルギーの普及推進



エコノス SEED PROJECT

- 地域・学校・行政と連携し、一環した環境の学びへ

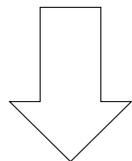
4 質の高い教育をみんなに



「体験の機会のある場」認定事例（石坂産業株式会社）

廃棄物処理に立ち向かう

- 高いリサイクル率 98%を再資源化
- 地域の環境を守り伝えるため、里山の保全活動



五感で学ぶ、 里山環境教育フィールド

- 学校での学びの場（3 R 学習や地域の歴史・文化等）
- 市民や他地域の方の交流する場

4 質の高い教育を
みんなに



「体験の機会のある場」認定を通じて

参加者の声

- ・自然を守りながら活動している姿に感動した。
- ・リサイクルの仕組みがよく分かった。これからはしっかり分別を行いたい。
- ・エコロジカル・フットプリントを使った授業がすごく楽しかったです。これからもエコな製品を買ったり、エコな生活ができるよう工夫したいと思います。
- ・無駄のない再利用方法が非常に参考になったため、社内でも見直し、改善に努めたいです。

体験した学校の関係者の声

- ・計画の段階から丁寧に御対応いただき、子どもたちの心に残る学習になりました。
- ・子どもたちのその後の学習の動機付けにつながりました。

認定を受けた事業者の声

- ・認定団体同士の交流や、自治体との連携事業のきっかけになりました。
- ・地域の方に、会社の思いなどを知っていただくことにつながっています。
- ・地域や学校とのつながりが強化され、社員のモチベーションや意識の向上につながりました。

体験の機会の場の認定事例から

森林に関心を持ってもらうためのプログラム
（株式会社相愛）



工場敷地内の森林を活用し、子育て世代が地域に
伝わる知恵を学ぶ取組（サンデンフォレスト）



民間事業者による持続可能な
社会づくりの現場に触れる

五感を通
じた体験

民間団体が、地域との
交流促進やつながりを形成



家電製品のリサイクル現場で、パソコンの解体と
部品分別を体験（株式会社オガワエコノス）



エネルギー・環境問題を身近な食を通じて、体験的
に楽しく考える（東京ガスキッチンランド川崎） 10

「体験の機会の場」認定促進に向けた国の取組

2017年度

- ✓ 環境省事業「教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修」、環境教育行政研修での活用（現在まで）
- ✓ 「体験の機会の場」研究機構との協定締結



2018年度

- ✓ 環境教育等促進法基本方針の変更を閣議決定
 - ※「地域や国を越えた交流拠点」と位置付け、認定促進を明記
- ✓ 省令・申請要領の改正 ※申請要件の緩和、認定基準の明確化、申請書類の簡素化

2019年度

- ✓ 認定制度事例集の作成
- ✓ 認定シンボルマークの作成
- ✓ 認定促進のための調査
- ✓ Green Blue Education Forumコンクールの共催

2020年度

- ✓ 「体験の機会の場」コンセプトムービーの作成
<https://www.youtube.com/watch?v=aSEyg2Skz2A>
- ✓ 省令・申請要領の改正 ※申請書類の簡素化